

「プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン」の一部改訂案に係る意見募集結果

- 意見募集期間 : 2022年7月4日(月) から 2022年7月29日(金) まで
- 意見提出件数 : 3件 (法人3件)

| | 意見提出者 |
|---|------------|
| 1 | ソフトバンク株式会社 |
| 2 | 株式会社 QTnet |
| 3 | KDDI 株式会社 |

○お寄せいただいたご意見及びそれに対する考え方

| ご意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>P7 Ⅲ 請求を受けたプロバイダ等の対応</p> <p>3 発信者情報の保有の有無の確認</p> <p>(1) とりわけ、特定発信者情報については、侵害関連通信の要件（法5条3項・施行規則5条）に照らして該当する通信を特定し、当該通信に係る記録の保有の有無を確認する必要がある。具体的には、侵害情報を送信した①アカウントの作成、認証、②削除、又は③当該アカウントへのログイン、④ログアウトの際の通信を特定して、これらの通信に係る記録の保有の有無を確認することになる。①から④に該当する記録を複数保有している場合は、<u>①から④の類型それぞれにおいて侵害情報の送信と相当の関連性を有する通信の記録が特定発信者情報となる。</u></p> <p>例えば、プロバイダ等が通信記録を保有している通信のうち、侵害情報の送信と<u>最も時間的に近接して行われた通信等が、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると解される。</u></p> <p style="text-align: center;">＜ご意見＞</p> <p>注7下線部「最も時間的に近接して行われた通信等が、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると解される。」により、「相当の関連性を有するもの」の意味が限定された事に賛同します。</p> <p>経由プロバイダとしましては、同一類型のものが複数請求された場合には、時間的に一番近いものを「相当の関連性」があるものとして取扱うことが適当と考えておりますが、この取扱いについて問題ないか、確認願います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | <p>ご賛同の御意見として承ります。</p> <p>脚注7の「最も時間的に近接して行われた通信等が、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると解される。」との記載は、「相当の関連性を有するもの」という要件に該当する通信の例を示したものである点をご理解いただければと思います。</p> <p>同一の権利侵害について、施行規則5条各号に定める通信の類型のうち、同一の類型の複数の通信に係る特定発信者情報の開示請求を受けた場合の対応については、事案によって異なり得るものの、開示の要件を満たす場合には、侵害情報の送信と最も時間的に近接する通信に係る情報を開示することが考えられます。</p> |

<該当箇所>

P8 III 請求を受けたプロバイダ等の対応

4 侵害情報等の確認

なお、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求（法5条2項）を受けた経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能（アカウント作成やログイン等の機能）がないことに気づいた場合等当該侵害関連通信の存在が疑われる事情があるときは、請求者に問い合わせること等により、請求者から提示された情報が、請求者が主張する権利侵害に係る特定発信者情報であることの確認を行う必要がある。

<ご意見>

「経由プロバイダが（略）確認を行う必要がある。」との記載ですが、コンテンツプロバイダのサービスに侵害関連通信に対応する機能がないことの確認・調査は、経由プロバイダの義務であるかのように誤解を与えかねないため、請求者の責任のもと行われるべき旨がわかるよう、修正を要望します。

(例)

なお、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求（法5条2項）を受けた経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能（アカウント作成やログイン等の機能）がない等として当該侵害関連通信の存在を確認するために追加的な情報を求めたときは、請求者は、当該経由プロバイダが求めた情報を確認し回答するものとする。

【ソフトバンク株式会社】

経由プロバイダが調査義務を行うことを示しているとの解されることを避けるため、「なお、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求（法5条2項）を受けた経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能（アカウント作成やログイン等の機能）がないことに気づいた場合等当該侵害関連通信の存在が疑われる事情があるときは、請求者に問い合わせること等により請求者から提示された情報が請求者が主張する権利侵害に係る特定発信者情報であることの確認を行うことが考えられる。」と修正いたします。

＜該当箇所＞

P9 III 請求を受けたプロバイダ等の対応

4 侵害情報等の確認

(1) 電子掲示板・ウェブ ページ上の侵害情報について

b) 侵害情報が掲載されている SNS や電子掲示板、ウェブ ページ等（以下「SNS 等」という。）を管理するプロバイダ等（以下この項において「SNS 事業者等」という。）から発信者の特定に資するとして提示された IP アドレス、当該 IP アドレスと組み合わせられた接続元（送信元）ポート番号、接続先 IP アドレス、移動端末設備等からのインターネット接続サービス利用者識別符号、SIMカード識別番号、タイムスタンプ等（以下「提示情報」という。）に基づいて、いわゆる経由プロバイダに対して請求がなされた場合には、侵害情報を確認するとともに、当該提示情報が当該侵害情報の発信の際に送信されたこと、これらが正確に記載されていたことなどを、SNS 事業者等が証した記名・押印のある書面等により、確認する。

P26 書式① 「侵害情報等」の「開示を請求する発信者情報」欄

5. 侵害情報が流通した際の、当該発信者の IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号（注7）

9. 専ら侵害関連通信に係る IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号

＜ご意見＞

b)下線部「SNS 事業者等（略）から発信者の特定に資するとして提示された IP アドレス、当該 IP アドレスと組み合わせられた（略）、接続先 IP アドレス、（略）・・・SNS 事業者等が証した記名・押印のある書面等により、確認する」により、経由プロバイダは、接続先 IP アドレスについては候補の提示であっても、コンテンツプロバイダから提示されたものであれば受けることが適当と理解されるため、賛同します。

又、書式①の「侵害情報等」の「開示を請求する発信者情報」欄において、接続元及び接続先 IP アドレスの記載が略されているため、記載を要望します。

御賛同の意見として承ります。

書式①の「開示を請求する発信者情報」の記載につきましては、改訂案の記載では「5. 侵害情報が流通した際の、当該発信者の IP アドレス」となっており接続先 IP アドレスが含まれないように読める記載となっているため、「侵害情報の送信に係る IP アドレス（接続元 IP アドレス・接続先 IP アドレス）及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号」と修正いたします。なお、ポート番号については、接続先ポート番号は発信者の特定に用いられていないと思いますので、接続先、接続元の別について特段記載しないことといたします。

| | |
|--|--|
| <p>※ SNS 事業者等への請求項目であることが分かり易いよう 「開示を請求する発信者情報」欄に明記すべきと考えることから。</p> <p>(例)</p> <p>5. 侵害情報が流通した際の、当該発信者の IP アドレス及び<u>接続先 IP アドレス並びに当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号</u> (注 7)</p> <p>9. 専ら侵害関連通信に係る IP アドレス、<u>(送信元 IP アドレス及び接続先 IP アドレス)</u> 並びに当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号、<u>(送信元ポート番号及び送信先ポート番号)</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | |
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>P13 Ⅲ 請求を受けたプロバイダ等の対応 8 補充的な要件の判断」(3) 他方、ハ) については、被害者(請求者)が一度、特定発信者情報以外の発信者情報の開示を受けたが、それによっては権利侵害投稿の発信者を特定することができなかった場合であるから、<u>当該発信者情報では発信者を特定できなかったとの経由プロバイダからの回答等を示す書面等を確認して、当該補充的な要件該当性の有無を判断する。</u></p> <p style="text-align: center;">＜ご意見＞</p> <p>下線部「<u>当該発信者情報では発信者を特定できなかったとの経由プロバイダからの回答等を示す書面等を確認して</u>」により、補充性要件ハ) については、開示請求の後経由プロバイダが調査してその結果が出て来ないと分からないことを背景として、「とりあえず特定できなかった場合を想定して特定発信者情報も請求してみよう」といった請求濫発の事態が抑止されると期待されるため、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p> | <p>ご賛同の御意見として承ります。</p> |
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>■意見 1 プロバイダ等の特定作業にかかる責任範囲について P 7 : 「3 (1)」上から 2 行目から 4 行目 そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を保有しているか否かについて、速やかに確認することとする。 P 8 : 「3 (2)」 プロバイダ等が確認した結果、当該発信者情報を物理的に保有</p> | <p>御意見として承ります。 7 頁の記載については、プロバイダ等に不可能を強いるものではないものの、ご指摘のように、発信者特定のために多大な作業量が発生してしまう</p> |

していない場合又は発信者上の特定が著しく困難な場合には
9、請求者に対し、発信者情報を保有していないため開示が不
可能であることを書式⑤により通知する。

注記「9」

9「保有する」とは、「発信者情報について開示することのでき
る権限を有すること」をいうが、これは開示が単に理論的に可
能なだけではなく、実務的に実行可能なものとして発信者情報
の存在を把握していることを含むものであり、抽出のために多
額の費用を要する場合や、体系的に保管されておらず、プロバ
イダ等がその存在を把握できない場合には、「保有する」とはい
えないと解されている。

<ご意見>

・当社では 2021 年 4 月以降、特定の法律事務所（請求者代理
人）から著作権侵害に関する大量の発信者情報開示請求がなさ
れる事案があり、発信者特定に多大な作業量が発生している。
今後、最大限の努力をしたとしても特定・保存に至る前に、ロ
グの保管期限が経過してしまうケースが想定されるため、ガイ
ドライン上にはプロバイダ等の責任範囲についてできる限り配
慮頂けるような文言の追加について、ご検討をお願いします。

（見直し案）

P7：「3（1）」上から 2 行目から 4 行目

そこで、プロバイダ等は、開示を請求されている発信者情報を
保有しているか否かについて、遅滞なく、プロバイダ等が実施
可能な範囲で確認することとする。

P8：注記「9」

「保有する」とは、～～ 実務的に実行可能なものとして発信者
情報の存在を把握していることを含むものであり、抽出のため
に多額の費用を要する場合、（抽出作業を完了するために新たな
人員雇用やシステム化費用が必要な場合を含む）や、体系的に
保管されておらず、～～

【株式会社 QTnet】

場合以外の場合も含め
て、速やかに対応しなく
てもよいとの誤解を生じ
させないことから、原案
のとおりとさせていただきます。

また、9 頁については、
「抽出作業を完了するた
めに新たな人員雇用やシ
ステム化費用が必要な場
合」が「抽出のための多
額の費用を要する場合」
に該当するかは、個別の
事案によって異なり得る
と考えられることから、
原案のとおりとさせてい
たいただきます。

| | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>■意見 2 回答書書式「書式③-2」の見直しについて P 11 : (3) プロバイダ等は、発信者から開示に同意する旨の回答を得た場合は、Vに従って発信者情報を開示し、そうでない場合は、6ないし8に従い対応を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜ご意見＞</p> <p>・現在、発信者が加入者本人の場合は書式③-1、発信者が家族又は同居人などの場合は書式③-2を用いての回答を求めているが、本ガイドラインにもある通り「加入者自身が発信者でない時も、加入者の氏名及び住所は発信者情報に該当しうる」こと、プロバイダ側の事務手続きが煩雑になること、発信者側からも分かりづらいといった問い合わせが多数あることなどから、回答書を書式③-1に一本化するよう、ご検討をお願いします。</p> <p>なお、書式③-2の目的でありました家族・同居人が真の発信者である可能性の注意喚起につきましては、③-1内に上記可能性の注意喚起を促す文章を記載することで対応を行うこととします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 QTnet】</p> | <p>ご意見として、関係者に共有し、今後の参考とさせていただきます。今回の改訂においては、各社ごとの事情に照らし柔軟な対応に資するよう、現状の2パターンを維持させていただきます。</p> |
| <p>■意見 3 費用負担について（ガイドライン本文以外の意見）</p> <p>・今後、発信者情報開示請求はさらに増加していくと考えられます。ドイツではプロバイダの負担軽減と濫訴防止のため、請求者からプロバイダに支払われる手数料が課されていますが、日本においてもインターネット上の権利侵害への対応には最大限配慮しつつ、プロバイダ側費用負担にも配慮がなされるような所要の措置（例えば、開示請求対応に伴うプロバイダ側の負担費用を開示請求者側へ請求することを可能とするなど）について、協会加盟各社様のご意見聴取やガイドラインへの記載などのご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 QTnet】</p> | <p>いただいたご意見については、今後の検討を進めていくうえでの検討課題とさせていただきます。</p> |

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>「III 請求を受けたプロバイダ等の対応」の「3 発信者情報の保有の有無の確認」(7頁)</p> <p>注7 例えば、プロバイダ等が通信記録を保有している通信のうち、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信等が、「侵害情報の送信と相当の関連性を有するもの」に該当すると解される。</p> <p style="text-align: center;">＜ご意見＞</p> <p>注7において、仮にコンテンツプロバイダが提示したログのうち、請求されたプロバイダ以外のログが侵害情報の送信と最も時間的に近接していることが判明した場合の請求されたプロバイダの対応につき、以下のように追記いただきたいと思います。</p> <p>【自社のIPアドレスと他社のIPアドレスを含む情報をコンテンツプロバイダから提供された場合であって、侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信等が他社のIPアドレスであることが明らかとなったときは、自社においては侵害情報の送信と最も時間的に近接して行われた通信に係る発信者情報を保持していないことを回答することとなる。】</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p> | <p>ご指摘のようなケースにおいて、どのような対応を行うべきかは個別の事案によっても異なり得ることから、原案のとおりとさせていただきますと思います。</p> |
| <p style="text-align: center;">＜該当箇所＞</p> <p>「III 請求を受けたプロバイダ等の対応」の「4 侵害情報等の確認」の柱書のうち、以下の部分(8頁)。【なお、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求(法5条2項)を受けた経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能(アカウント作成やログイン等の機能)がないことに気づいた場合等当該侵害関連通信の存在が疑われる事情があるときは、請求者に問い合わせること等により、請求者から提示された情報が、請求者が主張する権利侵害に係る特定発信者情報であることを確認できない場合には、当該請求を拒否することとなる。】</p> | <p>ご指摘の箇所については、経由プロバイダにおける対応に関する記述であり、ご提案のように請求者の対応に関する記述に修正することが適当でないと考えます。</p> <p>他方で、経由プロバイダが調査義務を行うことを示しているとの解されることを避けるため、「なお、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求(法5条2項)を受けた</p> |

＜ご意見＞

経由プロバイダは、コンテンツプロバイダのサービスに侵害関連通信に対応する機能がないことを確認・調査する義務を負わず、当該侵害関連通信がなされたことは請求者の責任のもとに明らかにするべきであることから、この点を具体化・明確化することが適当と考えます。

つきましては、経由プロバイダに確認義務があるかのように記載された左記の該当箇所は、「III 請求を受けたプロバイダ等の対応」の「4 侵害情報等の確認」の(3)の記載ぶり（10頁）と揃えて以下のように修正いただきたいと思います。

【請求者は、侵害関連通信に係る発信者情報の開示請求（法5条2項）を受けた経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能（アカウント作成やログイン等の機能）がない等として当該侵害関連通信の存在を確認するために追加的な情報を求めたときは、当該経由プロバイダが求めた情報を提示する。】

【KDDI 株式会社】

経由プロバイダが、侵害情報を確認する過程等において、コンテンツプロバイダのサービスに当該侵害関連通信に対応する機能（アカウント作成やログイン等の機能）がないことに気づいた場合等当該侵害関連通信の存在が疑われる事情があるときは、請求者に問い合わせること等により請求者から提示された情報が請求者が主張する権利侵害に係る特定発信者情報であることの確認を行うことが考えられる。」と修正いたします。